

○ 稲川土地改良区管理施設使用規程

〔昭和59年1月19日〕  
制 定

（目的）

**第1条** 定款第4条第4項の規定により、この土地改良区が行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合については、法令、その他別段の定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。

（用語の定義）

**第2条** この規定において施設とは、次に掲げるものをいう。

本土地改良区が維持管理する用排水路、堤塘、農道、井堰、橋梁等

（使用承認）

**第3条** 前条の施設を使用しようとする者は、別記第1号様式による申請書を理事長に提出して、その承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該箇所の関係者の意見を聴取しなければならない。

（承認基準）

**第4条** 理事長は、前条の承認申請があったときは、次の基準に基づき現地を調査し、理事会の議決を得て別記第2号様式により承認するものとする。ただし、軽微なものについては理事長が専決できるものとする。

（1）申請の内容が周囲又は上流、下流に与える影響がないもの。

（2）使用部分の構造又は施設は、土地改良施設本来の機能が維持又は向上するものであること。

（3）排水を放流するものにあつては、処理施設を設置のうえ、別表第1に掲げる水質基準地に従っているものであること。

2 理事長は、第1項の承認をする場合、別記2号様式による契約を申請者と締結するものとする。ただし、申請者と身元確実な保証人2人連署しなければならない。

（承認期間）

**第5条** 施設の使用承認期間は、3ヵ年以内とする。ただし、継続して使用する場合は期間満了の1ヶ月前までに、別記第3号様式により使用期間の更新を理事長に申請しなければならない。

2 理事長は前項の申請に対して、その事由が相当であると認めるときは承認の更新をすることができる。

（使用料）

**第6条** 第4条の規定により施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、稲川土地改良区使用料並びに手数料徴収規程に定めた額を使用料として納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用承認期間中毎年1年分を理事長の発する納入告知書により指定期限内に納入するものとする。

3 施設の使用を廃止した場合又は停止を命じられた場合は、既納の使用料は還付しない。

（検査及び調査）

**第7条** 使用者は、第4条の承認を得て工作物等を設置したときは、この土地改良区の検査を受けなければならない。

2 理事長は必要に応じ、使用状況について立ち入り調査をすることができる。

3 前項の立入調査に際して、使用者はこれを拒むことができない。

（移転制限）

**第8条** 使用者は、理事長の承認を受けなければ第4条の承認を他人に転貸又は譲渡してはならない。

（承認の取消）

**第9条** 理事長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、承認を取り消すことができる。この場合、工作物の撤去及び原状回復に要する費用は、取り消しを受けたものの負担とする。

（1）使用目的に違背したとき。

（2）承認条件を遵守しないとき。

（3）使用料を滞納したとき。

（4）その他、土地改良区において支障があると判断したとき。

（使用廃止）

**第10条** 使用者は、当該施設の使用を廃止しようとするときは、10日前までに理事長に届出なければならない。

（現状回復義務）

**第11条** 使用者は、使用承認期間が満了したとき、使用を廃止したとき、又は使用の承認を取消されたときは、すみやかに当該施設を現状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による原状回復を完了したときは7日以内にその旨を理事長に届出て、その完了の確認を受けなければならない。

（無断使用）

**第12条** 理事長は、第4条の承認を得ないで使用しているものを発見したときは、使用開始の日にさかのぼり規定使用料の3倍以内の使用料を徴収することができる。

（減免措置）

**第13条** 第6条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、県又は地方公共団体等が直接その公共用に供するとき。
- (2) 理事会において減免を議決したとき。

（市長との協議）

**第14条** 理事長は、地区内及び周辺における著しい都市化の進展に伴い、この規程での対応が困難な事態に至った場合には、土地改良法（昭和24年法律第195号）第56条第2項の規定に基づき、施設の管理区分、事業施行の方法及び費用負担方法等について市長と協議する。

2 当該施設に影響をおよぼすと認められる大規模な開発計画が見込まれる場合には、市長と連携体制を確立し、事前に開発者等と必要な調整を図り、障害の発生を未然に防止するものとする。

（転用決済金との調整）

**第15条** 稲川土地改良区地区除外等処理規程に基づき、転用決済金を納入した使用者については、その決済内容により第6条の規定にかかわらず、別途使用料を算定するものとする。

（規格外取扱）

**第16条** この規程に定めるもののほか、この規程によりがたい事項については、その都度理事会で定めるものとする。

（その他）

**第17条** 土地改良区の地区外であっても、排水及び施設が土地改良区の管理する施設に関連があると認められたときは、この規程を適用する。

## 附 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に管理施設を使用しているものについては、この規程による承認を得たものとみなす。ただし、この規程の施工後において、第5条を準用し、すみやかに更新手続きをするものとする。

## 附 則（平成18年2月17日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**別表第1**

1 各ほ場の取水口での水質基準

項	目	基準値
(1)	PH（水素イオン濃度）	6.0~7.5ppm
(2)	COD（化学的酸素要求量）	6ppm 以下
(3)	SS（無機浮遊物質）	100ppm 以下
(4)	DO（溶存酸素）	5ppm 以上
(5)	T-N（全窒素濃度）	1ppm 以下
(6)	電気伝導度（塩類濃度）	0.3mΩ/cm 以下
(7)	重金属類	
	As（ヒ素）	0.05ppm 以下
	Zn（亜鉛）	0.5ppm 以下
	Cu（銅）	0.02ppm 以下
	BOD（生物化学的酸素要求量）	8ppm 以下

2 排出水の水質基準

項	目	許容限度
(1)	水素イオン濃度（水素指数）	5.8~8.6
(2)	生物化学的酸素要求量	30mmg/l
(3)	化学的酸素要求量	30mmg/l
(4)	浮遊物質量	70mmg/l
(5)	ノルマルヘキササン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mmg/l
(6)	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 （動植物油脂含有量）	30mmg/l
(7)	フェノール類含有量	0.5mmg/l
(8)	銅含有量	1.0mmg/l
(9)	亜鉛含有量	5mmg/l
(10)	溶解性鉄含有量	10mmg/l
(11)	溶解性マンガン含有量	10mmg/l
(12)	クロム含有量	2mmg/l
(13)	フッ素含有量	8mmg/l
(14)	大腸菌群数	3,000 個/c m <sup>3</sup>

第1号様式

年 月 日

稲川土地改良区  
理事長

様

申請人 住所  
氏名

印

管理施設使用承認申請書

このたび、下記により貴土地改良区管理に係る施設を使用したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 使用場所
- 2 使用目的
- 3 工作物及び排水の種類、数量
- 4 使用期間
- 5 添付書類
  - (1) 位置図
  - (2) 工作物の平面図、断面図
  - (3) 排水経路図
  - (4) 水質試験表
  - (5) その他必要と認めるもの
- 6 保証人2人連署

第2号様式

稲川土改発第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

稲川土地改良区  
理事長 ⑩

管理施設使用承認書

年 月 日付で申請のありました管理施設使用について別紙契約書を  
締結のうえ、次のとおり承認する。

記

- 1 使用場所
- 2 使用目的
- 3 工作物及び排水の種類、数量
- 4 使用期間
- 5 その他

別 紙

収入印紙

管 理 施 設 使 用 契 約 書

稲川土地改良区理事長（以下「甲」という）と使用者（以下「乙」という）とは、甲が管理する施設を他の用途に使用するにあたり、稲川土地改良区管理施設使用規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 施設の使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、使用期間満了の日までに特段の意思表示がなく、契約内容に変更を生じない場合については、契約期間をさらに3年間延長し、以後もこの例による。

第2条 乙は、施設使用料として毎年 円を甲の発行する納入告知書により甲に納付する。

第3条 甲は事業運営上支障が生じた場合、または生ずるおそれのある場合は、承認の取消し、位置、その他の条件の変更、もしくは使用の一時停止を命ずることができる。この場合、乙は甲の指示により工作物の撤去、移設、または改造等に応ずるものとし、その費用は乙の負担とする。

第4条 乙は甲の承認を受けて使用する場合、その使用施設の周囲、または上下流に被害を与えることのないように十分に配慮するとともに、甲の管理施設本来の機能が維持、または向上するように使用承認場所とその影響範囲の清掃を乙の責任において随時実施する。

第5条 乙が甲の管理する施設を使用することにより、管理施設並びに農作物その他に被害を与えた場合は、甲の査定した損害を弁償するものとする。

第6条 乙は、甲の定めた規定を遵守する。

第7条 甲は、必要に応じて管理施設の使用状況について立入検査および調査をすることができる。

2 前項の立入検査、および調査に際しては、乙はこれを拒むことはできない。

第8条 甲は、乙が規程、および本契約に違反したときは、本契約を解除する等必要な措置をとることができる。

第9条 本契約に定めのない事項、または本契約に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、協議して定めるものとする。

この契約の証として本書式通を作製し、甲、乙、記名押印して、それぞれ壱通を保有する。

年 月 日

甲 稲川土地改良区  
理事長

Ⓜ

乙 住所  
氏名

Ⓜ

第3号様式

年 月 日

稲川土地改良区  
理事長

様

申請人 住所  
氏名

印

管理施設使用期間更新承認申請書

このたび、下記により貴土地改良区管理に係る施設を使用したいので、関係書類を添えて期間更新を申請します。

記

- 1 使用場所
- 2 使用目的
- 3 工作物及び排水の種類、数量
- 4 更新使用期間
- 5 添付書類
  - (1) 位置図
  - (2) 工作物の平面図、断面図
  - (3) 排水経路図
  - (4) 水質試験表
  - (5) その他必要と認めるもの
- 6 保証人2人連署